## 第5回都市自治体行政の専門性(生活保護・生活困窮者対策)に関する研究会

## 議事概要

日 時:平成26年1月27日(月)18:00~20:00

開催場所:都市センター会館 7階 704会議室

出 席 者:首都大学東京 岡部卓 座長、慶応義塾大学 駒村康平 委員、立正大学 山口道昭 委員、

横浜市 新井隆哲 委員、豊中市社会福祉協議会 勝部麗子 委員、

(公財)日本都市センター 鳴田理事、新田主任研究員、清水研究員、石田研究員

議事要旨: 報告書に関して、座長、各委員及び事務局から担当執筆分の説明があった。

調査研究の論点及び報告書の内容・構成について意見を交わした。

## 1. 調査研究の論点

・諸外国と比較して日本では所得再分配制度があまり機能していないので、社会保障費の割に貧困率が高水準にあるのではないか。今後、基礎年金支給額が切り下げられると、さらに問題が深刻化する恐れがある。

- ・最近 10 年間の生活保護受給者の伸びが郡部よりも都市部において著しいのは、労働市場の緩和や 公的年金の未納・未加入者の増加が大きな要因かとは思うが、市町村合併の影響により都市部の 範囲が拡大したことも影響しているのではないか。
- ・保護率の地域間格差については、血縁や地縁的な支え合いの風土も含めた広い意味でのソーシャル・キャピタルの存在の度合いや、持ち家率や食料の自給率といった地域特性等と、何らかの関係性があるかもしれない。
- ・生活困窮者自立支援法は、企業や血縁関係では支えきれなくなっている生活困窮者を、ボランティアの活用等も含めて地域社会全体で支援していこうという制度なのではないか。
- ・中小企業では、長期的・継続的な雇用は困難だが、短期的・一次的な人手不足に悩んでいる場合 が多いので、生活困窮者の存在と上手にマッチングできれば中間的就労の展望が開けるかもしれ ない。
- ・自治体が生活困窮者を「発見」した場合、支援のためのプロセスが確立されていなくても何らか の対応が迫られるので、積極的に「発見」に取り組めなくなっている場合もあるのではないか。
- ・これまでの自治体には財源を前提とした事業実施の考え方が中心であったが、生活困窮者支援のような施策においては、地域で財源に代わり得るものを探していく姿勢も必要なのではないか。

## 2. 報告書の内容・構成について

- ・報告書のタイトルについては、「生活困窮者自立支援」を重視した形で「地域社会との連携」を盛り込むこととなった。
- ・第 I 部のうち、地域福祉としての生活困窮者自立支援に関する内容については、山口委員・新井 委員・勝部委員の原稿を合わせて一つの章とすることとなった。
- ・社会保険制度や労働保険制度といった「第1のセーフティネット」と、生活保護制度が担っている「最後のセーフティネット」の狭間で生活困窮に陥っている人を支援するための「第2のセーフティネット」としての生活困窮者自立支援制度という考え方を、報告書の中で図示すれば分かりやすいものになるのではないか。
- ・これまでの研究会における議論を踏まえて、報告書にソーシャル・キャピタルの開発・発掘・育成等の内容を盛り込むこととなった。

(文責:事務局)